

業務委託契約書

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という)と、株式会社アフターズ(以下「乙」という)とは、業務及び成果物(以下「本件成果物」という)の使用に関して、以下の通り契約(以下「本契約」という)する。

(目的)

第1条 甲は、本契約の定めるところにより業務(以下「本件業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(仕様)

第2条 乙は、業務のために甲から情報や資料等(以下「資料等」という)の提供を受けることが必要と考える場合、甲に提供を求めることができる。甲は、必要と考える資料等を乙に提供する。

2 前項の仕様を変更する場合には、甲は事前に新たな仕様書及び図面を乙に対して作成・交付しなければならない。当該仕様書及び図面の変更により新たな費用負担または納期の遅れ等が生じた場合は、別途その取扱について甲乙協議の上定める。

(納期の遵守・報告義務)

第3条 甲乙間で取り決めた本件業務のスケジュール及び納期を遵守する。また、甲が求めた場合は本件業務の進行状況、その他本件業務に関連する諸事項を甲に報告する。

2 乙はスケジュール・納期を遵守できないおそれがある場合には速やかに甲に報告し、甲の指示に従う。

(個別契約の締結)

第4条 甲及び乙は、本件業務に関する事項、仕様、支払条件、その他必要な事項を定めるため、本契約にもとづき個別契約を締結する。

2 個別契約は、甲が発注年月日、数量、納期、納入場所を記載した注文書を乙に対して交付し、乙がこれに対する受注書を甲に交付したときに成立する。

(資料調達)

第5条 本件業務に要する資料、必要な資材等は、乙の負担において乙が調達する。

(検収)

第6条 甲は、成果物の納入の都度、速やかに検査または役務の完了の検査を行い、当該検査により甲が合格と認めたときに、甲は当該成果物に係る所定の検収手続きを完了するものとする。

2 乙は、前項に定める検査の結果、不合格となつたものについては、甲の指示に基づき、甲が定める期日までに、乙の負担において修補(再作業を含む)し、または代品と交換し、甲の検査を再度受けなければならない。この場合の納入手続きについては、前項の規定に従うものとする。

(権利の帰属)

第7条 成果物に関する著作権のうち、本件業務の実施の結果新たに生じた著作物(以下「移転著作物」という)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は本件業務完了と同時に乙から甲に移転するものとし、当該移転の対価は、個別契約に定める契約代金に含まれるものとする。

2 成果物にかかる著作権のうち、移転著作物を除く著作物(以下「保留著作物」という)に関する著作権は本件業務完了後も甲に移転しないものとし、乙は甲が個別契約に定める目的のために必要な範囲において保留著作物を仕様または利用(複製、翻案及び第三者への再許諾を含むがこれに限られない)することにつき、非独占的かつ無償で許諾するものとする。



(権利義務の譲渡)

第8条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(再委託)

第9条 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。

- 2 乙が甲の事前の書面による承諾を得て本件業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、当該第三者に対し、第12条の乙の秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとする。

(対価)

第10条 本件業務に基づく業務の代金は、個別契約において定めるものとする。

- 2 甲は、毎月末日までに納入を受けた本製品について、その代金を、翌月末日までに乙の指定する銀行口座に対して振込む方法で支払う。振込手数料は甲が負担するものとする。

(品質保証)

第11条 乙は、本件業務の原版を、原則として、本件成果物納入後半年間、責任を持って保管するものとする。保管期間を経過した後の原版の保管については甲乙別途協議により決定する。

- 2 乙は、本件成果物に隠れた瑕疵があった場合には、直ちに代替品を納入するものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上的一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- ① 他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
② 他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの
③ 他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの

(個人情報)

第13条 乙は、本件業務に関連して甲から開示された個人情報(個人情報保護法2条1項に定められたものをいう。以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の規定に則って取り扱うものとする。

(損害賠償責任)

第14条 甲又は乙は、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(コンプライアンス、反社会勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、自己及び自己の役員並びに本件業務に従事する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明及び保証する。

- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、及び威力・偽計により相手方の業務を妨害する行為をしてはならない。
3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合であっても、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。



- 4 前項の規定に基づき解除がなされた場合、解除をした当事者は、相手方に対して、解除により生じる一切の損害について賠償する責任を負わない。

(不可抗力)

第16条 天災地変その他不測の事態の発生等、甲乙双方の責に帰することができない事由により、委託業務の全部または一部の履行が遅延または不可能となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

(解約)

第17条 甲または乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約及びこれに基づく個別契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 他の当事者が差押、仮差押または仮処分を受けたとき
- ② 他の当事者の振出、裏書、保証にかかる手形または小切手が不渡になつたとき
- ③ 他の当事者につき、民事再生、商法上の整理開始、特別清算、会社更正開始のいずれかの申立があつたとき

(紛争解決)

第18条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、長野地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることを合意する。

(期間)

第19条 本契約の有効期間は、○○○○年○月○日から○○○○年○月○日までとする。ただし、第14条の規定は、本契約終了後5年間存続する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

年　　月　　日

甲

乙


AFTERS CO., LTD.